

ブルーインパルス展示飛行 in 天橋立実行委員会  
第1回 次第

日時 令和6年4月5日(金) 午前10時～  
場所 宮津市福祉・教育総合プラザ(ミップル)  
3階 第1コミュニティールーム

1 開 会

2 実行委員会の設立について

3 議 題

(1) 規約(案)について

(2) 役員を選任について

・役員 会 長  
副会長  
監 事

(3) 実施計画(骨子案)について

(4) その他

4 閉 会

ブルーインパルス展示飛行in天橋立実行委員会名簿

No.	団体名	備考
	<b>【構成団体等】</b>	
1	宮津市	
2	宮津商工会議所	
3	宮津市自治連合協議会	
4	宮津市消防団	
5	天橋立観光協会	
6	宮津天橋立観光旅館協同組合	
7	海の京都DMO総合企画局	
8	北近畿タンゴ鉄道(株)	
9	WILLER TRAINS(株)	
10	西日本旅客鉄道(株)京滋支社	
11	丹後海陸交通株式会社	
12	日本交通株式会社福知山営業所	
	<b>【関係機関】</b>	
13	宮津警察署	
14	宮津与謝消防署	
15	宮津海上保安署	
16	京都府総合政策環境部地域政策室	
17	京都府丹後広域振興局	
18	京都府丹後土木事務所	
19	自衛隊京都地方協力本部	
20	航空自衛隊経ヶ岬分屯基地	
21	海上自衛隊舞鶴地方総監部	
22	陸上自衛隊福知山駐屯地	
	<b>【オブザーバー】</b>	
23	与謝野町産業観光課	
24	(株)JTB京都中央支店	
	<b>【来賓】</b>	敬称略
	京都府議会議員 中島 武文	

～宮津市制施行 70 周年記念事業～  
ブルーインパルス展示飛行 in 天橋立実行委員会  
設立趣意書

宮津市制施行 70 周年及び旧国鉄宮津線（現・京都丹後鉄道宮舞線）の開業 100 周年を記念して、航空自衛隊ブルーインパルスによる天橋立上空での展示飛行を「日本三景の日」にあたる 7 月 21 日に実施し、市民はもとより、日本三景の松島・宮島や本市と関係のある都市及び近隣市町の皆様と共にこの記念の年を祝うとともに、京都府民、宮津市民に留まらず、広く国内外からの皆様に夢と感動を届け、本市をはじめ海の京都エリアの魅力を堪能していただきながら、本エリアの活性化につなげます。

そうした中、イベント当日は宮津燈籠流し花火大会を上回る来訪者の入り込みが予想されることから、本事業を成功させるためには、海の京都 7 市町の連携による受入態勢の強化を図るとともに、宮津市はもとより関係する行政機関、並びに地域の各種団体、事業所の緊密な連携のもと、総力をあげて取り組んでいく必要があります。

つきましては、ここに各団体の参画を得て、「ブルーインパルス展示飛行 in 天橋立実行委員会」を設立し、諸準備・運営に万全を期すものであります。

令和 6 年 4 月 5 日

発起人

宮津市長 城 崎 雅 文

## ブルーインパルス展示飛行 in 天橋立実行委員会規約（案）

### （名 称）

第1条 本会は、ブルーインパルス展示飛行 in 天橋立実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

### （目 的）

第2条 本会は、令和6年の宮津市制施行70周年及び旧国鉄宮津線（現・京都丹後鉄道宮舞線）の開業100周年を記念して7月21日「日本三景の日」に実施する航空自衛隊ブルーインパルスによる天橋立上空での展示飛行（以下「展示飛行」という。）及び関連イベントの成功に向け、本市はもとより関係する行政機関並びに地域の各種団体・事業所等が連携し、総力をあげて取り組むことにより、本市をはじめ海の京都エリアの活性化を図ることを目的とする。

### （事 業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）展示飛行及び関連イベントの実施に関すること
- （2）関係機関・団体等との連携・調整に関すること
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項

### （構 成）

第4条 本会は、第2条に規定する目的に賛同する行政・関係機関、団体・事業所及び個人をもって構成する。

### （役 員）

第5条 本会に各号に定める役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）監 事 1名

2 会長は、本会構成員の互選により選出する。

3 副会長及び監事は、委員の中から、会長が指名する。

### （顧 問）

第6条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱し、本会の目的達成のために会長の諮問に応じる。

### （役員の仕事）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

3 監事は、本会の会計その他の事務を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、本会が設立した日から本会の解散の日までとする。ただし、やむを得ず交代する役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、議事を進行し整理する。

3 議事の決定は、出席構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(審議事項)

第10条 会議は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 規約の改廃に関する事

(2) 事業計画に関する事

(3) 予算及び決算に関する事

(4) 事業報告に関する事

(5) その他、本会の運営に関する重要な事項に関する事

(部会の設置)

第11条 事業の円滑な推進を図るため、必要に応じて本会に部会を置くことができる。

2 部会長は、部会の決議による。

3 部会は、事業計画及び予算に関する事を協議し、実施する。

4 部会で必要があるときは、関係者の出席を求めることができる。

(オブザーバー)

第12条 本会に、オブザーバーを置くことができる。

2 アドバイザーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べる事ができる。

(経費)

第13条 本会の経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、本会設立の日から令和7年3月31日までとする。

(会計報告)

第15条 本会の会計報告は、展示飛行及び関連イベント終了後、監事の監査を受けて本会の承認を得るものとする。

(会計事務の取扱い)

第 16 条 本会の会計事務は、経理方法等について公金に準じた取扱いをする。

(解散)

第 17 条 本会は、展示飛行及び関連イベント終了後に、本会の議決を経て解散する。

(余剰金及び欠損金)

第 18 条 本会が解散するときの収支決算において、余剰金または欠損金が生じたときは、本会で協議のうえ処理する。

(事務局)

第 19 条 本会の事務を処理するため、事務局を宮津市役所内に置く。

(その他)

第 20 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 5 日から施行する。

## 宮津市施行 70 周年記念事業

### 「ブルーインパルス展示飛行 in 天橋立」実施計画(骨子案)

#### 趣 旨

宮津市民はもとより海の京都エリアの市町、関係機関、団体、多くの来訪者の方々とともに、記念すべき宮津市制施行 70 周年及び旧国鉄宮津線(現・京都丹後鉄道宮舞線)開業 100 周年を祝す。

#### 効果・目的

- ・宮津市をはじめ海の京都エリアの魅力の発信、7市町の周遊性の向上、地域経済の活性化につなげます。
- ・来年開催の大阪・関西万博に向けた大阪、京都から臨時特急、高速バス増便や旅行商品造成など、海の京都エリア全体へのアクセス向上を取り組みます。
- ・今後の大規模イベント開催に向けた安全・円滑な受入れ態勢の構築を図ります。

#### 開催日・場所等

##### ◆展示飛行

- ・令和6年7月 21 日(日) 日本三景の日  
※現時点で時間は未定。 予行飛行を7月 20 日(土)にも実施
- ・飛行場所は宮津湾上空(詳細は未定)。宮津湾岸部からほぼ観覧可能と想定。

#### 事業の概要

##### ◆主会場

- ・島崎公園周辺(天橋立の文珠・府中地区でサブ会場も検討)

##### ◆観覧推奨場所

- ・観覧者の分散を図るため、天橋立をはじめ宮津湾岸地域に幅広く設置する。
- ・天橋立の文珠・府中地区のほか、田井大垣自転車道、阿蘇シーサイドパーク、栗田半島等、宮津湾岸を検討中

- ◆本市への来訪は、基本、公共交通機関等とする。車による来訪を抑制するため、公共交通機関の増便や市周辺部、周辺市町に臨時駐車場を設置し、バス等によるパーク&ライド等を実施(周知・広報の徹底)

- ◆市民に対して「宮津湾岸地域で観覧可能なこと」「当日は市内全域で渋滞が予想されるため、車での移動の自粛と公共交通機関や徒歩での移動」等をお願いする。

##### ◆本市及び海の京都エリアの地域経済の活性化対策

- ・海の京都物産展(飲食店含む)の開催をはじめ、観光PRブース等を設置
- ・周辺市町からのパーク&ライド、京阪神からの旅行商品の造成等による海の京都全体での観光消費の拡大

- ◆安全を第一に、関係機関との協議による受入・警備・輸送計画等を早急に策定